

昭和三十七年十二月二十日

昭和三十七年度規約第八号

最終改正 平成二一年 八月二四日 平成二一年度規約第 二号

第八章 契約

(契約の方式)

第四十二条 協会における契約は、すべて公告して一般競争入札の方法により、当該契約の目的に従い、最高又は最低の価額による入札者と締結するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、別に定めるところにより、指名競争契約又は随意契約によることができる。

- 一 災害復旧その他緊急を要する場合で一般競争に付するいとまがないとき。
- 二 契約の性質又は目的が一般競争に適しないとき。
- 三 軽易な契約の場合及び一般競争に付することが不利と認められるとき。
- 四 その他業務上特に必要があると認められるとき。

2 前項ただし書の規定により指名競争契約によろうとするときは、なるべく五人以上を指名し、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者より見積りを徴しなければならない。

(予定価格の設定)

第四十三条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約につき予定価格を設定しなければならない。ただし、契約の性質上又は目的により予定価格の設定を要しないと認められるものについては、競争入札に付する場合を除き、予定価格の設定を省略することができる。

(契約書)

第四十四条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な要件を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が少額の契約その他契約書の作成を要しないと認められる契約については契約書の作成を省略し、又はこれに代わる書類をもつて処理することができる。

(保証金)

第四十五条 契約担当役は、競争に加わろうとする者から予定価格の百分の五以上の入札保証金を、契約を締結する者から契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、これらの者の信用が確実であり、理事長が特に認めた場合にあつては、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(部分払)

第四十六条 契約担当役は、工事等の請負契約又は物品の購入契約を締結する場合において必要があると認めるときは、その工事等の完了又は物品の完納前に工事等の完了部分又は物品の納入済の部分に対し、その代価の一部を支払う契約を締結することができる。この場合において、その支払うことのできる金額は、工事等の請負契約については、その既済部分に対する代価の十分の九に相当する金額を、物品購入については、その納入済の部分に対する代価をこえることができない。